

平成29年12月20日

1. 出席議員

1 番	杉 原	元 博	9 番	伊 東	茂
2 番	片 渕	清次郎	10 番	松 本	末 治
3 番	樋 口	作 二	11 番	光 武	学
4 番	中 村	和 典	12 番	徳 村	博 紀
5 番	松 田	義 太	13 番	福 井	正
6 番	中 村	一 堯	14 番	松 尾	征 子
7 番	稲 富	雅 和	15 番	角 田	一 美
8 番	勝 屋	弘 貞	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 村	直 子
事 務 局 長 補 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年12月20日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第72号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 総務建設環境常任委員会付託議案
議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
（委員会審査報告、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
（4議案一括質疑、4議案一括討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。橋村事務局長。

○議会事務局長（橋村直子君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。

議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から財政援助団体等監査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。寒さが厳しさを加えておりますけれども、本日、議会は最終日となりますが、ひとつよろしく願いいたします。

本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第72号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員であります白川秀樹さんの任期が平成29年12月24日をもって満了することに伴い、引き続き白川秀樹さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第72号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第72号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第72号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、白川秀樹氏の選任に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第72号はこれに同意することに決しました。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介を行います。藤田副市長、お願いします。

○副市長（藤田洋一郎君）

ただいま鹿島市固定資産評価審査委員会委員として議会の御同意をいただきました白川秀樹さんでございます。

それでは、白川さん、御挨拶をお願いいたします。

○固定資産評価審査委員（白川秀樹君）

皆さんおはようございます。公認会計士、税理士の白川秀樹と申します。ただいまは、また承認いただきまして、ありがとうございます。

今後とも、公平、中立の立場から、引き続き務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

ありがとうございました。

日程第3 総務建設環境常任委員会付託議案

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 総務建設環境常任委員会付託議案、議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る12月6日の本会議において、総務建設環境常任委員会に付託をされました議案第51号について、総務建設環境常任委員会の審査結果は、お手元に配付をしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成29年12月11日

鹿島市議会

議 長 松 尾 勝 利 様

総務建設環境常任委員会
委員長 光 武 学

総務建設環境常任委員会審査報告書

平成29年12月6日の本会議において付託されました議案第51号「鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について」は、12月11日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

おはようございます。総務建設環境常任委員会委員長の光武学です。

去る12月6日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、担当職員出席のもと、12月11日に慎重に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当職員より次のとおり説明がありました。

この条例の趣旨は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用を行う場合、法定以外に条例に委任されている事項があるので、これらを条例で定めるものである。

第2条は、一般職の任期付職員は、フルタイム勤務で常勤職員として任用すること。将来にわたって常時あるものではない業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などを規定している。

第3条は、任期付短時間勤務職員を採用できることを規定している。

第4条と第5条は、任期の拡大や更新について規定している。

附則では、この条例に係る条例の一部を改正する。

附則の第2条は、公益的法人等へ派遣できることを規定している。

附則の第3条では、任期付短時間勤務職員の勤務時間は1週間当たり32時間とすることを規定している。

附則の第5条から第8条では、任期付短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、退職手当は支給しないことを規定している。

条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例及び解説等の説明の後、以下の質疑、答弁がありました。

質問 任期付職員の業務は想定しているのか。

答弁 具体的には決まっていない。現在、4月の人事異動に向けて、各課の業務量調査

をしている。その調査結果を見て、3年から5年で終了する業務があれば、任期付職員を採用しようと考えている。

質問 任期付職員は、職員定数管理の枠外とするのか。

答弁 通常はフルタイム勤務職員は定数管理に含まれるが、任期付職員は原則3年間の勤務なので、定数管理の枠外とする。

質問 正職員は減ってきているが、臨時職員等がふえている。総数はふえてきているのではないか。職員定員計画の225名を意識し過ぎているのではないか。

答弁 職員数の増を考えているわけではない。この条例は、今の臨時職員等の処遇改善の意味もある。現在の職員数にプラスするというのではなく、任用のあり方を整理したいと考えている。

これは質問ではなく意見ですけど、先ほど業務量に応じてとあったが、そこをきちんとしないと職員不足を臨時職員等で対応することにならないか。処遇改善はいいと思うが、将来的に定員を確保していることを考えてほしい。これは答弁がありません。

質問 フルタイム任期付職員の健康保険、年金はどうなるのか。

答弁 正職員と同じ、地方公務員職員共済組合となる。

質問 期末勤勉手当はどうなるのか。

答弁 正職員と同じ支給月数である。

質問 守秘義務など、公務員の義務はどうなるのか。

答弁 正職員と同じく、地方公務員法の適用となる。

質問 現在の臨時職員等の義務はどうなっているのか。

答弁 臨時的任用職員も地方公務員法の適用である。非常勤嘱託員と日々雇用職員は地方公務員法の適用外なので、市の要綱で対応している。

質問 今、いろいろな業界で人材難が言われている。職員と同等の事務を行う人材を確保できるのか。

答弁 人材確保には苦慮している。一般職員採用時も応募が少ない状況もある。業務に精通している現在の臨時職員等が応募してくれればと思っている。

質問 任期途中で正職員に採用されれば任期付職員を退職できるのか。

答弁 退職できる。

質問 募集のお知らせはどうするのか。

答弁 市報1月号、ホームページで知らせる。制限は年齢制限のみと考えている。任期は最大延長して5年間なので、現在の60歳定年を考慮し、56歳までとする。

質問 条件に市内居住者に限定するのか。

答弁 人材確保の観点から、居住地制限はしない予定である。

質問 期間が数カ月とかの採用もあるのか。

答弁 あり得ると考える。ただし、諸事情を考えると、年単位の採用がやりやすいし、応募者も多いと考える。

質問 応募者が期間の希望をできるのか。

答弁 募集要項に期間や処遇を明示する。

質問 5年間勤務後に退職し、再び応募はできるのか。

答弁 応募は可能である。

質問 そうであれば、20歳から60歳まで連続しての任期付職員ということも可能なのか。

答弁 可能性はある。ちなみに、退職金は5年ごとの支給ではなく、最終退職時に一括して支給する。

質問 退職金の額はどうなるのか。昇給はないだろうと思うが、どうか。

答弁 退職金は通算年数で支給する。昇給は正職員と同じ形にしたい。ただ、1級93号の範囲内での昇給となる。

質問 管理職にはならないのか。

答弁 ならない。1級での管理職はない。

質問 採用基準は、市内居住者、市外居住者を問わず一律か。

答弁 居住条件は適用しない。一律とする。

質問 鹿島市の人口をふやす、減らさないという考え方からすると、市内居住を前提にしたほうがよくはないか。議論はしたのか。

答弁 居住条件については一般職員採用時も議論している。専門職は市外も可とし、一般事務職は採用後に市内居住をしていただくという考えもある。しかし、居住の自由があり、縛れない。任期付職員についても、災害等を考えると、できるだけ市内に住んでくださいとのお願いはできると思うが、条件にはできない。

あと答弁がここには2つあって、もう一つあります。

答弁 任期付短時間勤務職員には住居手当の支給がないので、条件とするのは難しいと思う。

これは最後の意見でしたけど、採用後でもいいので、転入できる人がいたら転入をするようにしてほしい。

質問 現在、再任用職員等、臨時職員等がいる。そこに任期付職員が加わる形になる。専門的知識を持った再任用職員のこれからのことはどう考えているか。

答弁 再任用職員は年金支給との接続の関係がある。再任用職員の採用には、適性とかのことはあるが、希望者の雇用が前提である。

質問 年金受給は、年金支給が遅くなってくると、再任用希望もふえてくると思う。若い人からすると、将来設計を考えると、3年から5年の任期は短いので、正規職員採用を主眼に置くと思う。任期付職員の公益的法人への派遣もできるとあるが、業務量

がふえている社会福祉協議会も対象になるのか。

答弁 派遣できるが、今のところ派遣は想定しない。庁内への配置を考えている。再任用職員は短時間勤務であり、定数外である。任期付職員はフルタイム勤務であり、これは新たな雇用の確保と考えている。

以上の質疑、答弁の後、採決した結果、議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、総務建設環境委員会において起立全員で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま報告なされましたが、今回の案につきまして私は、今、鹿島市が定数をずっと減らしながら対応しているわけですが、先ほどの委員長の報告では、これと定数削減とは関係ないような報告だったと思います。その保証があるのかどうか。私はこのままいけば、今のようになり臨時だとか、再任用だとか、そういう人を採用して、本来の正規職員の採用というのはいまますます困難になり、そういう状況の中で市の業務がなされていくと心配しますが、その辺の保証がはっきりとあるのかどうかですね、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

光武学総務建設環境常任委員長。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

本来なら、松尾征子議員の質問に対して答弁をするべきところですけど、総務建設環境委員会の審査の中では、そこまでの質問はあっておりませんので、私からはちょっと答えかねます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

非常に私は重要な事項だと思うんですね。特に報告の中に、再任用の人たちは定数に入らないとかなんとかいう報告ありましたが、今、再任用の人たちの仕事を見ていますと、時間で採用されているということですが、仕事によっては非常に重要な、大変な仕事をなさっているというのを私も目の前に見ていますが、そういう現状の中で今回なされているようなことを優先して、本当に市民の暮らしを守っていく仕事ができるのか、大丈夫なのかという気がします。本当はそういうのが審議されなかったということですので、御答弁できないかもわかりませんが、ここで執行部の答弁というのはおかしいですかね——じゃ、いいです。

そういう、私は今回のについては考えているということを申し上げて、答弁はないようですので、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの案件につきまして、私は反対をしたいと思います。

今回、臨時採用とか、その他の皆さん方のいろんな条件をよくするということがあります。それはわかります。しかし、それよりも大事なものは、今の鹿島市の職員のあり方、特に正職員が減らされているという中で、これを条件を整えていけば、ますます正規の職員の採用はなくて、仕事が回されるということで大変になってくるんじゃないかと思います。特に再任用の問題とか、臨時の問題、今の皆さんの仕事を見ていますと大変です。

先ほどもありましたが、例えば、5年で契約切れということで、再任用もできるということになりますと、本当に働きながら、任期中も働いて、正職員とは全く違うような形での退職という形の問題になってくると思いますが、私は今回出されているのにつきましては、これからの鹿島市のあり方というのがどうなっていくかという心配を一番しますので、反対をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号～議案第57号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案は一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定から議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定まで、4議案を一括して御説明いたします。

議案書は15ページから、議案説明資料は21ページからでございます。

まず、議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じまして、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書16ページ、17ページは改正内容でございます。これにつきましては、後ほど議案説明資料のほうで御説明をいたします。

引き続き、議案書の18ページをお開きください。

議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

19ページがその改正内容でございます。

20ページをお開きください。

議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

21ページが改正内容でございます。

22ページをお開きください。

議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議員の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

23ページが改正内容でございます。

それでは、具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料をごらんください。

議案説明資料の21ページから29ページまでは、それぞれの条例の新旧対照表になっております。

30ページをお開きください。

議案第54号から第57号までの一括した説明資料でございます。

まず、改正理由は、先ほども申し上げましたとおり、職員の給与を佐賀県職員の給与改定に準じ改定し、それとともに、市長、副市長、教育長並びに議員の期末手当を改定したいので、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、平成29年の佐賀県人事委員会勧告の概要について御説明をいたします。

今年の給与勧告のポイントでございますが、公民の給与較差に基づく給与改定を行うもので、月例給は改定なし、期末・勤勉手当を引き上げるというものでございます。

(1)の①は月例給でございますが、県職員給与と民間給与の較差が極めて小さいことなどから、今回、改定を見送ることとし、②は期末・勤勉手当で、支給月数を0.1月分引き上げ、現行の年4.3月分から4.4月分とし、引き上げ分を勤勉手当に配分するというものでございます。

それで、(2)の勧告の根拠となります民間給与実態調査ですが、企業規模50人以上、そして事業所規模50人以上の県内民間事業所370事業所から無作為に154事業所を抽出し、本年4月分の給与月額等について実地調査をしたものでございます。

その結果が(3)になりますが、①の月例給では、公民給与の比較の対象となります行政職給料表適用職員の比較給与により較差を算出した結果が31ページの上の表であり、民間給与のほうが151円、率で0.04%上回っておりました。しかし、従来から公民較差が小さい場合は改定を見送っているところでございます。

次に、②の期末・勤勉手当の改定につきましては、従来から国や他の都道府県と同様に、0.05月を単位とし、改定をしております。

そこで、昨年8月から本年7月までの1年間で、民間の特別給の支給割合と県職員の年間の期末手当、勤勉手当の支給月数とを比較したところ、31ページ中ほどの左の表のように、民間支給割合4.38月のほうが県職員の支給月数の現行4.3月より上回ったところでございます。そこで、民間の支給割合に見合うように0.1月分引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分するというところでございます。

中ほど右側の表をごらんください。

一般職の職員の場合、平成29年度については12月期の勤勉手当を、現行0.85月を0.1月分引き上げて0.95月とし、平成30年度以降は6月期と12月期の勤勉手当0.85月を、それぞれ0.05月引き上げ0.9月とするものでございます。

勧告の実施時期でございますが、平成29年12月1日とするもので、以上が今回の佐賀県人事委員会の給与勧告の概要で、佐賀県におきましては人事委員会勧告のとおり改定を行い、佐賀県議会におきまして12月18日に可決されているところでございます。

続きまして、3の鹿島市の改正内容でございますが、(1)の職員給与改定は、今回の佐賀

県人事委員会の給与勧告に基づきまして佐賀県の給与が改定されることから、本市の職員についても佐賀県職員の給与に準じ改定し、佐賀県と同様、一般職の勤勉手当を0.1月分引き上げるものでございます。

32ページをお開きください。

再任用職員の勤勉手当につきましても、佐賀県の人事委員会勧告に基づき引き上げることとし、再任用職員は勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げ、29年度の勤勉手当の行の12月期に、現行0.4月に0.05月加算し、支給月を0.45月とし、30年度以降については6月期、12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げ0.425月とし、6月期、12月期の期末・勤勉手当は合わせて従来の2.25月から2.3月ということになります。

続きまして、(2)の特別職の期末手当の改定でございます。

市長、副市長、教育長及び議会議員については、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながら、これまで改定を行ってきているところでございます。今回も同様に期末手当をそれぞれ0.05月引き上げるものでございます。

中ほどの表をごらんいただきますと、29年度の12月期に、現行の1.7月に0.05月を加算し1.75月とし、30年度以降については、6月期を現行の1.55月に0.025月引き上げ1.575月、12月期を現行の1.7月に0.025月引き上げ1.725月とし、6月期、12月期合わせて現行3.25月を3.3月とするものでございます。

なお、国におきましては、去る12月8日に給与法等が可決、成立されたところでございます。

続きまして(3)でございますが、55歳を超える職員については、平成26年の給与改定で平成29年3月までの間、1.5%の減額支給措置を実施しておりましたが、その期限が終わりましたので、廃止をするものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとし、第2条による改正、つまり平成30年度以降の期末・勤勉手当に関しましては、平成30年4月1日とするものでございます。

最後になりますが、今回の給与改定による今年度の人件費の影響額の見込みにつきまして御説明をいたします。

33ページをごらんください。

まず、一般職及び再任用職員でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計を合わせまして243人。改定があります勤勉手当Aの欄で一番右側の合計の列ですが、8,342千円の増。共済費Bの欄の合計は1,604千円の増額となり、合計しますと9,946千円の増額になります。

勤勉手当を職員数で除した実際の職員1人当たりの支給額で34千円の増額。共済費を含んだ人件費全体では、職員1人当たり41千円の増額ということになります。

特別職で見ますと、期末手当で429千円、共済費で16千円の増額で、合計しますと445千円

の増になります。三役1人当たり39千円、議会議員で20千円の増額になります。共済費を含めると、三役が44千円の増額ということになります。

一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、総額で10,391千円の増額を見込んでおります。

新旧対照表につきましては、資料の21ページからとなります。

21ページの鹿島市職員給与条例の一部改正では、第1条による改正で、勤勉手当の支給月数の平成29年12月1日からの改正。

そして、22ページは附則の改正で、6項から9項まで、いずれも55歳を超える職員については平成29年3月まで1.5%の減額支給措置を実施しておりましたが、その期限が終わりましたので、関係規定を廃止するものでございます。

24ページからの第2条による改正では、勤勉手当の平成30年4月1日からの改正を行うものでございます。

25ページは、附則の第3条及び第4条による改正で、いずれも本則の附則により、55歳を超える職員の減額支給措置の廃止に伴い、関係する鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鹿島市職員の育児休業等に関する条例の関係条文を廃止するものでございます。

それから、27ページからの特別職につきましても、それぞれ第1条による改正で平成29年度の期末手当の月数、第2条による改正で平成30年度以降の期末手当の月数を改正しているものでございます。

以上で議案第54号から議案第57号までの4議案につきまして、一括した説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております54号から57号について討論したいと思いますが、まず54号、職員給与条例の一部改正ですが、今、職員を含めて特別職まで、ずっと給与、報酬など、据え置かれてくる、削減されるというのが続いておりましたが、職員の皆さん方についてはほんのわずかの改正ですが、これには私は賛成をしたいと思います。

55号から57号ですが、55号、56号、57号、それぞれ私は反対をしたいと思います。

今、皆さん方の話題の中では、鹿島市の本当に経済が大変な状況になっているというお話ばかりです。けさもいろいろ話しておりましたが、この年末の、特に飲食店関係の書き入れ

どき、全くお客がないというような、そういう現状の話が飛び交っています。そういう影響というのは、生鮮食品の販売にも大きく影響していくわけです。

そういう中ですので、私たち特別職としては、ここは受け入れられないと思います。特に市議会議員の報酬については、今ずっと据え置かれて、こういう状況では議員の出手もないよというような声すら出るくらいの状況ではありますが、しかし、私たちは今の市民の暮らしを見るときに、これを受け入れることはできないと思いますので、反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。以上をもちまして、今期定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

午前10時44分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 13番 福井正

同 上 14番 松尾征子

同 上 15番 角田一美